

令和 7 年度保育関係補正予算の概要

こども家庭庁成育局保育政策課

【 目 次 】

○就学前教育・保育施設整備交付金	3
○保育所等改修費等支援事業	4
○保育補助者雇上強化事業	5
○保育環境改善等事業（安全対策事業）【拡充】	6
○保育士修学資金貸付等事業	7
○保育所等におけるICT化推進等事業【拡充】	8
○保育ICTラボ事業【拡充】	10
○子ども・子育て支援システム改修支援事業【新規】	11
○人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【拡充】	12
○安全で質の高いベビーシッター利用促進事業【新規】	13
○ベビーシッターの利用促進に向けた地域ニーズ分析のための調査研究事業【新規】	14
○子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業【拡充】	15
○保育業務施設管理プラットフォーム改修事業【新規】	16
○保活情報連携基盤改修事業【新規】	17
○保育所等の利用者負担減免事業【令和6年能登半島地震への対応】	18
○保育士等の処遇改善【拡充】	19
○公定価格における運営継続支援臨時加算（仮称）の創設【新規】	20
○地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業【新規】	21
○「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進【拡充】	22

令和7年度補正予算 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 104億円の内数

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （２）小規模保育改修費等支援事業 （３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業 （５）家庭的保育改修費等支援事業 （６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

（１）新設または定員拡大の場合（１施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（１施設当たり） 33,372千円

（２）１事業所当たり：27,193千円	（３）１施設当たり：27,193千円	（４）１施設当たり：39,553千円
（５）保育所で行う場合（１か所当たり）：27,193千円	保育所以外で行う場合（１か所当たり）：2,966千円	
（６）１事業所当たり	①改修費等：4,527千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】（１）～（４） 国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （＊）国：１／２、市区町村：１／２
（※）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （＊）国：２／３、市区町村：１／３
（５） 国：１／２、市区町村：１／２ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（６） 国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （＊）国：２／３、市区町村：１／３

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１／２→２／３）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 104億円の内数

事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

【概要】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

・ 保育士資格を有しない保育補助者

保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。

※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。

・ 保育士資格を有する保育補助者

現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。

※補助対象となるのは1年間を限度

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

（定員121人未満の施設）	保育補助者の経験年数	3年未満	1,953 千円、3年以上7年未満	2,441 千円、7年以上	3,255 千円
（定員121人以上の施設）	保育補助者の経験年数	3年未満	3,906 千円、3年以上7年未満	4,882 千円、7年以上	6,510 千円

※保育補助者を複数配置している施設における経験年数の考え方は、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設においては中間層の補助基準額を適用する経過措置あり

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 3億円

事業の目的

- パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援し、こどもが安心して過ごすことができる環境をつくる。

事業の概要

- 【対象事業】
 - 環境改善事業（設備整備等）
安全対策事業：性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- 【対象施設】（拡充）
 - 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※、一時預かり事業※、病児保育事業※、居宅訪問型保育（認可・認可外）
（※ただし、すでに事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者
- 【補助基準額】 1施設当たり 100千円以内
- 【補助割合】 国: 1/2、都道府県・市区町村: 1/4、事業者: 1/4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 40億円

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績） ○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除	○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみ貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※ 幼保連携型認定こども園も対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 13億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (5) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (6) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (7) 都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (8) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充】（３）について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】（１）（ア）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- １ 機能の場合・・・１施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- ２ 機能の場合・・・１施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- ３ 機能の場合・・・１施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- ４ 機能の場合・・・１施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ １施設 １回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

- （イ）翻訳機等の購入 １施設当たり：15万円
- （２）こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 １施設当たり20万円
- （３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
 - （ア）１ 市区町村当たり：5,000千円 （イ）１施設当たり：1,000千円 （ウ）１ 都道府県当たり：10,000千円

※（ウ）について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

- （４）医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 １施設当たり 20万円
- （５）認可外保育施設における機器の導入 １施設当たり：20万円
- （６）研修のオンライン化事業 １自治体当たり：4,000千円
- （７）保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
- （８）児童館のICT化を行うためのシステム導入 １施設当たり 50万円※ １施設 １回限り対象

【補助率】（１）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

（２）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

（３）（ア）国：1／2、市区町村：1／2

（イ）国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

（ウ）国：1／2、都道府県：1／2

※（ア）について、管内の病児保育施設の70％以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

※（ウ）について、都道府県内の病児保育施設の70％以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2／3、都道府県：1／3

（４）国：1／2、市区町村：1／2

（５）国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4 * 国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

（６）国：1／2、都道府県・市区町村：1／2 （７）国：1／2、都道府県：1／2 （８）国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

※（１）～（３）、（５）について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3
（（１）～（２）、（５）は、財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、（１）、（５）は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。）

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 2億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。
- 本事業を短期集中的に実施することにより得られた知見を、次年度以降の他の保育ICT関連事業の改善・向上につなげる。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究」とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。

※実施団体の採択に当たっては、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤とも連携して導入効果の最大化を図る取組を優先する。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

※実施団体の採択に当たっては、複数自治体で連携してICT導入の体制整備を行う取組（複数自治体が参画する協議会（自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会）の設置等）を優先する。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。

※採択に当たっては、令和6年度補正予算を活用して実施した取組を基盤にしつつ、当該取組に参画していない自治体や保育施設等を含め、更に横展開していく取組を優先する。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体と連携する事業者等）による事業の実施を管理。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 4億円

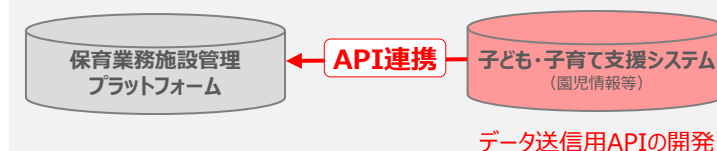
事業の目的

- 保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援することにより、自治体の事務負担の軽減を最大化する。

事業の概要

- 市区町村が、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとを連携する等のために、子ども・子育て支援システムの改修を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

【改修のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 市区町村 【補助率】 国 1 / 2、市区町村 1 / 2 ※保育業務施設管理プラットフォームに参画する市区町村を補助対象とする。

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

(1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）、過疎地域に準ずる市町村（※）又は過疎市町村若しくは過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県

※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。

※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育て家庭を支援する取組 ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

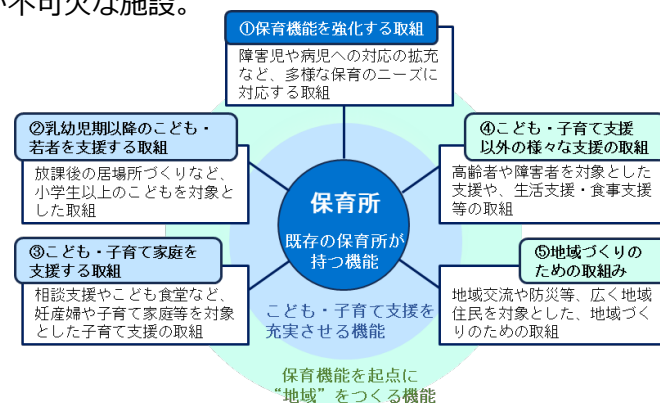
(2) こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】

- 都道府県、市区町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1) 及び (2) の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

(1) の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3／4、都道府県・市区町村：1／4

＜こども政策推進事業委託費＞
令和7年度補正予算 3.8億円

事業の目的

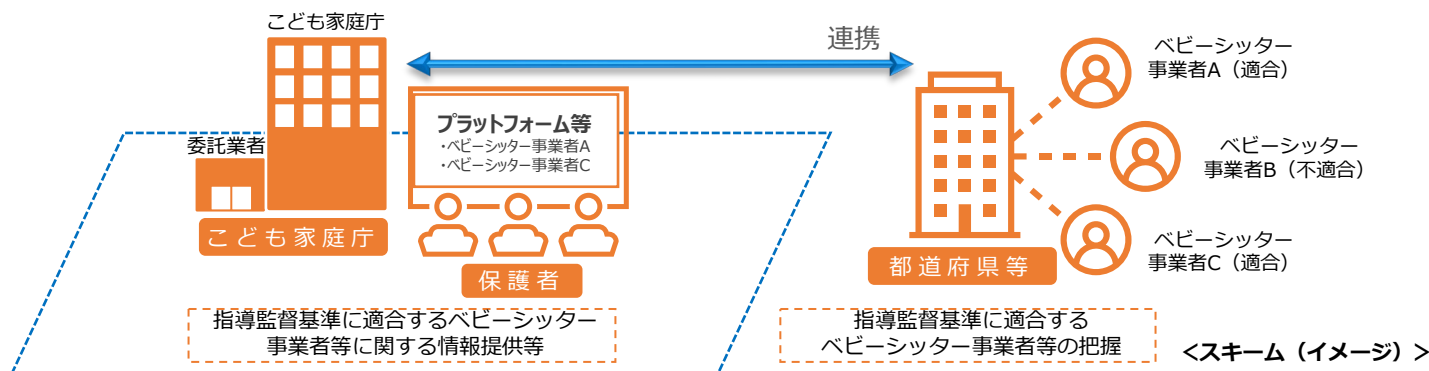
- 認可外の居宅訪問型保育（以下「ベビーシッター」という。）の安全な利用方法等について、保護者等の理解を深めることにより安全意識の醸成を図るとともに、保護者が認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を遵守し、こども性暴力防止法の対象となるベビーシッターを安全に利用できるよう促進する。

事業の概要

- プラットフォーム等の構築・運用や広報啓発に関する実績を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。

① 安全で質の高いベビーシッターに関する理解の促進等

プラットフォーム等の構築・運用により、指導監督基準に適合するベビーシッター事業者等に関する情報提供を行う等、保護者が安全で質の高いベビーシッターを選択するための理解を促進し、保護者の安全意識の醸成等を図る。



② ベビーシッターに関するリーフレットや動画等の普及啓発資材の作成

リーフレットや動画等の普及啓発資材の作成により、自治体や事業者における保護者への効果的な情報提供を支援する。

③ ベビーシッターの適切な選択促進のための普及啓発活動

指導監督基準適合施設等、安全で質の高いベビーシッターを保護者が利用できるよう、SNSや子育てイベント等を通じた普及啓発活動を実施する。

＜こども政策推進事業委託費＞
令和7年度補正予算 0.3億円

事業の目的

- 認可外の居宅訪問型保育（以下「ベビーシッター」という。）の地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行う。

事業の概要

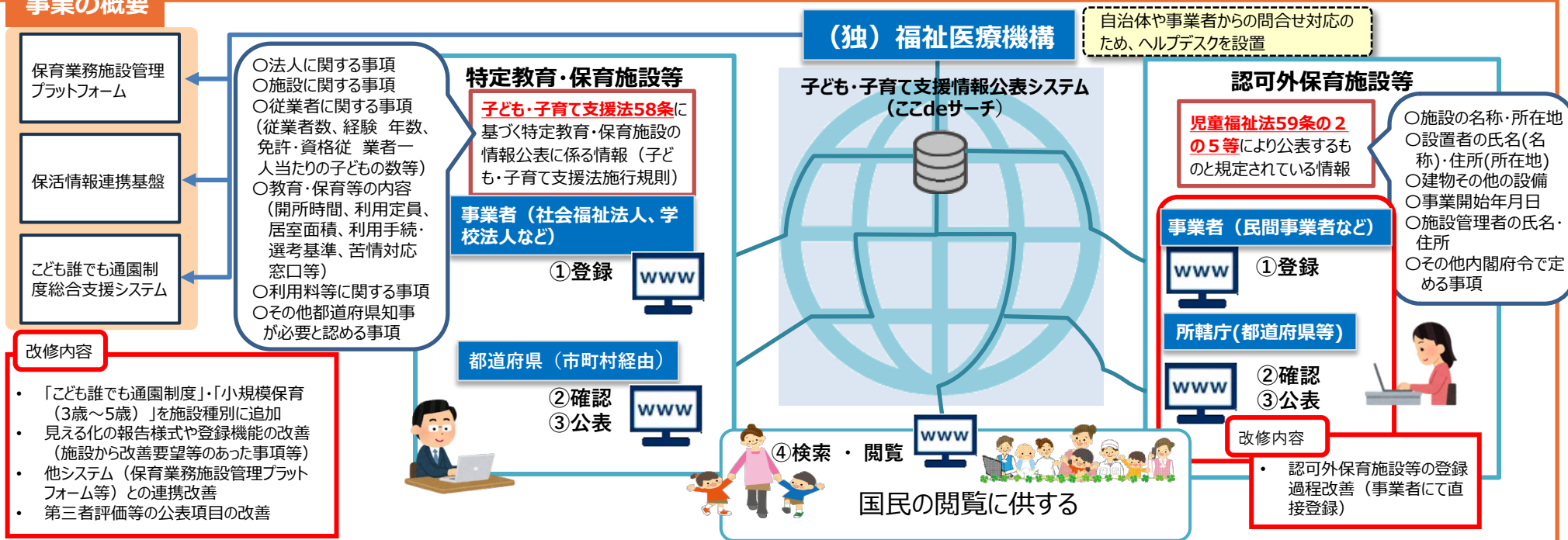
- 特に、こどもの特性や保護者の勤務形態、働き方等によりベビーシッターを利用する家庭の利用実態や保育ニーズについて、自治体、事業者、保護者等への調査により把握し、地域ごとの分析を行う。
 - ① こどもや保護者の基本情報・属性
こどもの特性や保護者の勤務形態、働き方等からベビーシッターを利用する子育て家庭の利用実態や保育ニーズを把握する
 - ② 地域ニーズの把握・分析
地域ごとの利用実態や保育ニーズ等について把握・分析を行い、調査結果に基づき、地域特性に応じた課題の抽出や支援の在り方を検討する。
また、自治体における地域の実情に応じた対応状況についても把握を行う。

令和7年度補正予算 7億円

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和7年度補正予算においては、「こども誰でも通園制度」・「小規模保育（3歳～5歳）」を施設種別に追加、見える化の報告様式や登録機能の改善（施設から改善要望等のあった事項等）、他システム（保育業務施設管理プラットフォーム等）との連携改善、認可外保育施設等の登録過程改善及び第三者評価等の公表項目の改善のための改修を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

令和7年度補正予算 15億円

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改善のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担【システムのイメージ図】※赤字部分が改修対象

の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

(機能改修内容)

1. 給付関係

- ✓ 施設型給付（広域請求部分）
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 延長保育事業
- ✓ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

2. 監査関係

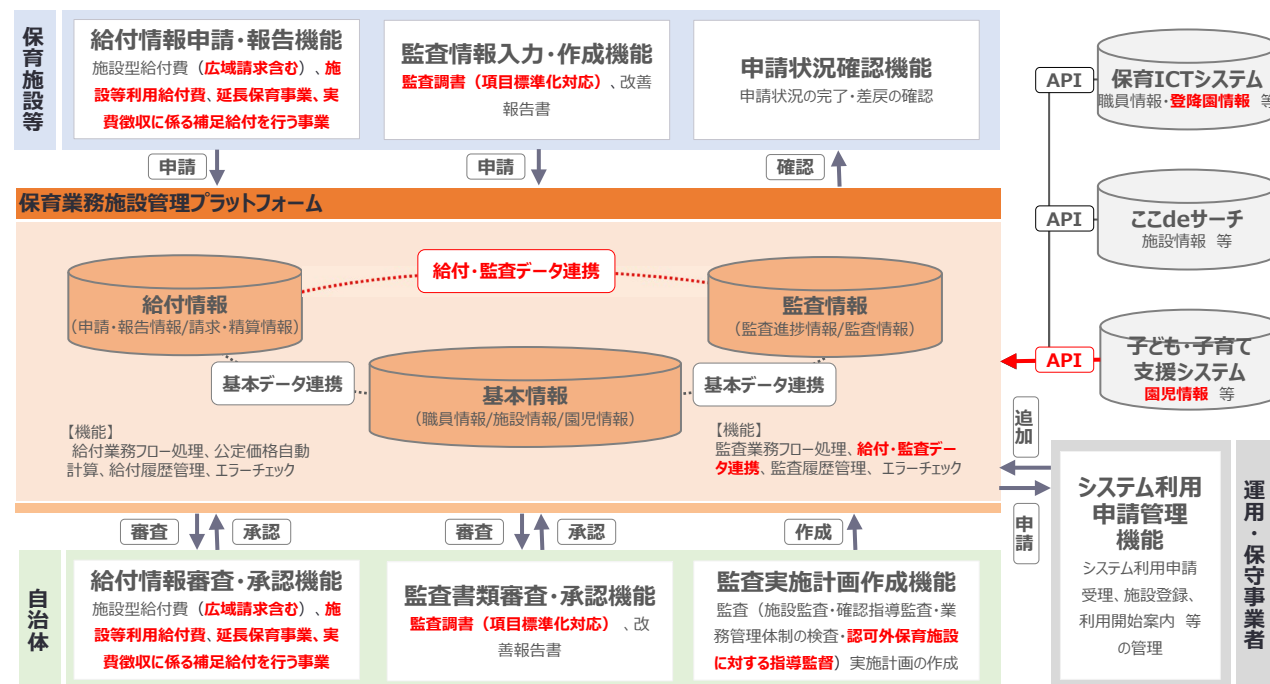
- ✓ 監査調書等の入力（項目標準化対応）
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監督

3. データ連携関係

- ✓ 給付・監査データ連携
- ✓ 保育ICTシステムとの登降園情報のAPI連携
- ✓ 子ども・子育て支援システムとのAPI連携（施設管理PF側）

を整備する。

※上記改修に係る工程管理・調達支援、次年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和7年度補正予算 3億円

事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る。

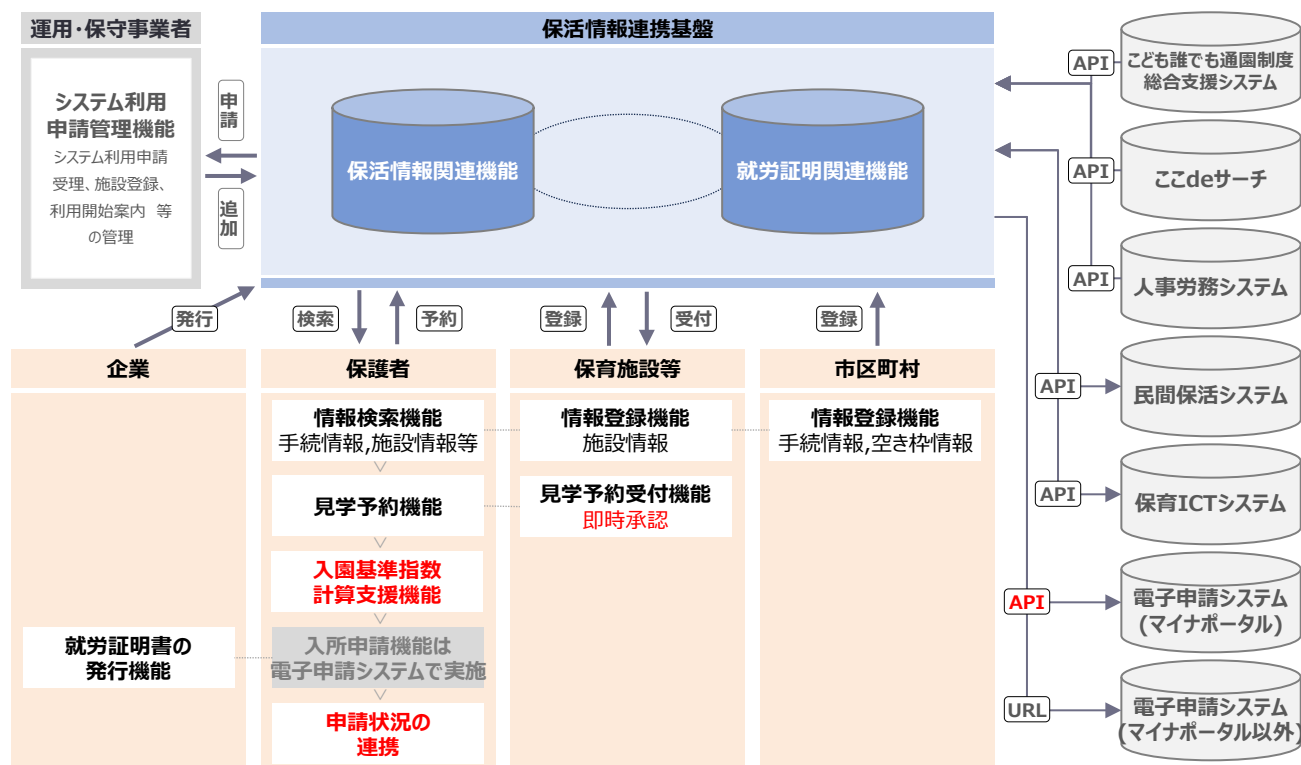
事業の概要

- 保護者や保育施設等の更なる負担軽減のために、以下の機能を実装するための改修を実施する。

- ✓ 就労証明書発行におけるマイナポータルとのAPI連携（申請状況の連携）
 - ✓ 入園基準指数計算支援機能
 - ✓ 見学予約の即時予約承認機能
- 等

※上記改修に係る工程管理・調達支援、次年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】 ※赤字部分が改修対象



実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

令和7年度補正予算 0.7億円

事業の目的

- 保育所等を利用する教育・保育給付認定保護者等が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる市町村の負担を軽減するため、国による財政支援を行う。

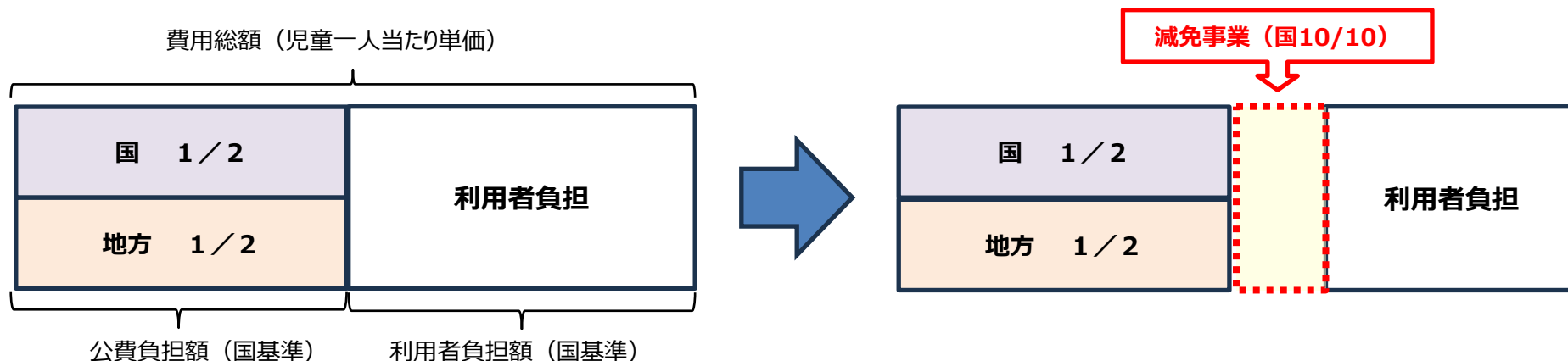
事業の概要

事業内容：令和6年能登半島地震による災害の被災者に対し、市町村が特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について補助を行う。

対象者：令和6年能登半島地震による災害により被災した者（令和7年1月1日～令和7年9月30日）

実施主体：市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）

【事業イメージ】



補助率：定額（10/10相当）

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和7年度補正予算 844億円

※費用の一部について、事業主拠出金を充当（389億円）

事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和7年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

（参考）令和7年人事院勧告の内容

- ① 俸給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

実施主体等

- 【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
※事業主拠出金充当後の負担割合

事業の目的

- 保育所等においては、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算（仮称）」を創設する（令和7年度限り）。

告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、
幼稚園（新制度に移行している園に限る。） : 100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所 : 50千円（ " ）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所 : 25千円（ " ）

実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、

家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度補正予算 11億円

事業の目的

- 昨今の物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う（令和7年度限り）。

事業の概要

【事業内容】

物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費に対する補助を行う。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

【補助基準額】

- | | | | |
|-------------------|------------|----|------|
| （１）放課後児童健全育成事業所 | 1 支援の単位当たり | 年額 | 50千円 |
| （２）放課後児童健全育成事業所以外 | 1 か所当たり | 年額 | 25千円 |

令和7年度補正予算 1.6億円

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小1まで）**から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1. 『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2. 『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3. 『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を令和8年度までの3年間で集中的に実施し、その成果を令和9年度以降の「はじめの100か月の育ちビジョン」の更なる推進に繋げていく。
- これらの実施と3つの施策の相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を増加させることを目指し、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

社会全体の全ての人と本ビジョンを共有するため、これまでの普及啓発の効果検証を行うとともに、「はじめの100か月」のこどもと関わる機会が少ないターゲット層に乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらうための効果的な情報発信についてマーケティング調査を実施し、今後の広報戦略を策定する。



2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。

- ✓ 多様なモデル事例を創出するため、**実施主体を12団体（前年度10団体）に拡充**
- ✓ **地方キャラバン（対面・オンライン）の開催**によるモデル事例の全国展開、子育て関係団体のネットワーク強化
- ✓ これまでに蓄積した知見を「活動の手引き」にまとめ、**全国どこでも「はじめの100か月」のコーディネーター活動を実施できるようノウハウを提供**

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究

諸外国の「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する政府方針や、裏付けとなった科学的知見・同方針に基づく施策等を調査するとともに、大学等と連携した**シンポジウムを開催**することで、「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する最新の科学的知見の収集・分析を行う。

これにより、**我が国で「はじめの100か月」のこどもの育ちを支えるために拡充すべき取組**の検証や、**これまでの施策の効果検証**に繋げる。

実施主体等

【実施主体】民間企業・民間団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等12か所程度（465万円／1件） 3. 大学・民間企業等